

## 玉手慎太郎氏の書評に対するリプライ

井上 彰

2017年6月に公刊した拙著『正義・平等・責任』（岩波書店）について、玉手慎太郎氏（以下、敬称略）に書評していただいた。玉手の書評は、玉手の立場が明確に表れており、私と玉手の間にある平等（論）の位置づけの違いを示すものとなっている。私のリプライも、そのことをよりはっきりさせるものである。いずれにせよ、拙著の的確な要約とともに、重要な論点を提示してくれた氏には、ここに記して感謝したい。

以下では、玉手の3つの疑問・主張に応じる仕方で、議論を展開したい。

### 1 平等な取り扱いと分配的平等の違いの重要性？——疑問1について

玉手によれば、ジョン・ロールズをはじめ、ロナルド・ドゥオーキン、そしてその弟子であるウィル・キムリッカ、さらには今日の平等主義的正義論において強い影響力を保持するアマルティア・センに至るまで、「平等な分配」ではなく「平等な取り扱い」についての議論を展開している。にもかかわらず、私はそのことを等閑に付していると玉手は批判する。確かにセンやとくにキムリッカは、人びとを平等者として扱う（*treat people as equals*）ことを基底とする政治理論を平等主義として位置づけ、その観点から（ロバート・ノジックらの）リバタリアニズムも平等主義的理論であると主張する（ただし私は、センの基礎的平等（*basal equality*）がその範疇に収まるものかについては、いささか疑問をもっているが、ここでは問わないでおく）。

私は拙著の第1章で、こうした論者が平等の基底性にかんする正当化を怠っている点を、ハリーフランクファートの充分主義やデレク・パーフィットの優先主義との対比を通じて明らかにした。問題は、玉手が言うように、私がそうすることで、フランクファートやパーフィットがあくまで分配的な意味での平等と概念的に区分される充分主義や優先主義を明示したにすぎないことを「誤用」して、ロールズやドゥオーキンらが平等

な取り扱いについての正当化を怠ったことをあげつらっていることになるのか、である。

まず、玉手が言うところの「平等な取り扱い」の含意について確認したい。上記の通り、平等な取り扱いは、リバタリアニズムでさえもが尊重する理念である。しかしその理念は、（リバタリアニズムが含まれることからわかるように）ほとんどの政治理論が受け入れるものである。となると、この理念が、平等主義を一つの独自の理念として有意義なものにするとは言いがたい。ジョセフ・ラズはかつて、そうした平等理念を、他の有意義な原理にいかなる付加的含意をもたらない閉包原理（*closure principle*）として位置づけたが、玉手が言うところの平等な取り扱いはそれとどう違うのだろうか（Raz 1986, pp. 220–221）。そのような解釈に従えば、平等は政治理論の説得性を評価する基準としても特段有意義なものではなくなる。

となると、分配の不平等に対して一定の批判的含意を有する価値として平等を位置づけることが有望視される。キムリッカやセンの主張が、レトリックとしての平等を強調するものでないとしたら（Raz 1986, pp. 227–229）、分配的平等の線で彼らの議論を（再）構成する方が平等主義的正義論を進展させる観点から望ましいように思われる。実際、閉包原理として平等を位置づけたところで、私が目指す新たな平等主義的正義論を展開するうえで貢献するものは何もない。しかもロールズやドゥオーキンが展開した平等主義的正義論は、格差原理を抱える正義の2原理にしても、資源の平等にしても、分配パターンにかかわる平等主義を擁護するものである。したがって、私が分配の平等をベースとして、その正当化を図ることの重要性を説くことは、新たな平等主義的正義論を展開する目的と整合的であるのみならず、ロールズやドゥオーキンの平等主義的正義論を評価するうえでも有意義なことである。

ちなみに玉手は上記の批判に関連して、理論の説得可能性を開くことに平等な取り扱いの根本的重要性が帰されるとする議論を展開している。この主張については、後に検討する。

## 2 なぜ平等なのかという問いに答えていない？

### ——疑問2について

玉手は、私が提示する宇宙的価値としての平等が「なぜ平等なのか」という問いへの応答になっていないと批判する。その批判は、宇宙的価値として平等を事実命題として位置づけたとしても、規範命題として位置づけたとしても、さらには首尾一貫性を強調するものとして位置づけたとしても、「なぜ平等なのか」という問いに答えることにならない、という構成になっている。

まず私は、事実命題と規範命題という素朴な区分——経験科学の分野ではなじみ深い区分——に基づいて、私の宇宙的価値としての平等をめぐる可能的議論を腑分けすることには違和感を覚える。私が拙著で検討したのは、関係の性質たる平等があらゆる可能世界でポジティブな規範性を随伴するかどうかである。二十世紀後半に進展した概念分析の手法に基づいて、私は純粹に等しい関係性を謳う平等が、たとえ人間がいない世界であっても（それこそ宇宙空間だけがある世界であっても）望ましい性質をもつことを示唆した。私が拠って立つこの、現代の分析哲学においてなじみ深い手法は、観察文と理論文の厳然たる区別をふまえて意味や分析性のあり方について検討する（論理実証主義を彷彿とさせる）手法を前提としたものではない（井上 2017）。それゆえ、事実命題と規範命題を厳然と区別して私の議論を批判する玉手のやり方には、正直とまどいを覚えるのだ。

そのことをふまえて、玉手が「事実命題」として構成している主張に目を向けよう。「宇宙的価値としての平等は実在する」という主張は、純粹に等しい関係性という記述の性質があらゆる世界に存在するという主張に組み替えられる。そして、メタ倫理的に特定の論争的なポジションをとることなく言える限りでだが、私の議論はその主張を支持するものとなっている。そのうえで、あらゆる可能世界で規範性を有する性質を保持する平等が、正義の環境が成立する世界でしかポジティブな規範性をもたない正義よりも上位の価値になると主張しているときみなしてもらってよい。

ちなみに、玉手が指摘するように、私は以上の

ことについて確定的な論証をしていない。たとえば、平等以外の価値が宇宙的価値であることを排除する類の論証的議論を展開してはいない。しかし、分析哲学の知見のすべてが、そうした確定的な結論の立証・証明を図るものではないことに注意されたい。むしろそのような「ノックダウン論法」が成立する議論は、ごく稀である（Lewis 1983: x）。私は、ブルーム・テムキン論争を経てイングマール・ペアションが打ち出した極端な平等論の流れに符号する平等の価値のあり方を、宇宙的価値として構成したにすぎない。だが、その構成によって得られた示唆は、他の多くの分析哲学的知見と同様、重要だと考える。

ちなみに、現実には人びとが宇宙的価値としてみなしているという実証的主張に基づいて、平等の価値を示唆する試みをしていないことを付言しておく。

つぎに、「規範命題として」宇宙的価値としての平等を位置づける試みが失敗する、という玉手の主張について。玉手はその試みが失敗する理由として、宇宙的価値があらゆる価値に適用可能であることをあげている。「宇宙的価値としての自己所有権」はその一例である、と。しかし、この玉手の議論は端的に間違っている。自己所有権は、人間——もう少し正確に言えば、感覚的存在——がいる世界を所与としなければ成立しない。したがって自己所有権の価値には、(無の世界も含む)いかなる可能世界でも成立する平等のような「宇宙性」はない。このことからわかるように、玉手は宇宙的価値の「宇宙性」を見誤っている。

拙著は、玉手が喝破するように、首尾一貫した平等主義的正義論の構築を目指すものであるが、その一貫性は個々の価値や原理の規範性・有意義性を前提にして志向されている。理論に一貫性があっても、個々の価値や原理が規範性・有意義性を有するものでなければ、われわれにとって説得力のある正義論とはならない。宇宙的価値としての平等は、そうした説得力を裏書きする平等の規範性を支えるものであり、なぜ平等なのかという理由を説明するものである。宇宙的価値としての平等にかんする私の議論は、そのことを十全に示唆するものとなっていると考える。

### 3 開かれた説得性は平等な取り扱いを含意する？

玉手は、私のアドホックな多元主義に対する批判に同意したうえで、政治哲学的立場を打ち出す際に反論や反例に答えなければならない理由を検討する。玉手によると、その理由はすべての人に対する説得可能性を求めるところにある。こうして先に問題になった平等な取り扱いは、政治哲学の説得可能性を開くという実践において求められるもので、(少なくとも積極的な意味では)正当化不可能なものである、と。

私は政治哲学に限らず、あらゆる学問領域で、説得可能性を開くことは重要だと考える。それを阻害する営みは、学問の名に値しないどころか、学問的実践の「敵」でさえある。しかし、それが社会生活全般において問われる類の平等な取り扱いを含意するという主張は、勇み足だろう。学問的コミュニティで求められる批判的公共性を要請する規範と一般社会で求められる公共性に基づく規範とは、完全に同一のものだとは言えない。そのような主張を展開するのであれば、別途正当化しなければならないだろう。しかし玉手は、それを正当化不可能なものだと公言する。なぜなら、そうした批判的公共性は、学問的コミュニティだろうが社会生活においてであろうが、同様に求められる規範であり、それは平等な取り扱いを前提にして成立するものだからだ、と。

しかし、この主張こそ、玉手が平等(な取り扱い)を閉包原理として扱っていることの証左である。平等はあらゆる規範に通底する——この主張自体、私には疑わしいのだが——批判的公共性によって含意されるものだからだ。となれば、平等という概念や平等主義という理念に、特段付加的な意味を見出すことはできなくなる(せいぜいレトリックとして社会的意味をもつ程度だ)。玉手の議論をまともに受け取るならば、ロールズやドゥオーキン、運の平等論者、そして左派リベタリアンらが、それぞれ独自に平等主義的正義構想を提示してきたが、その正義構想に冠された「平等主義」は実質的には無意味なものになる。同じことは、私の理論にも当てはまることになる。玉手はそのこと自体、私にとって不都合な結論では

ないと言うが、平等主義的正義論を展開する私を含む平等論者にとって、どうして不都合でないと言えるのだろうか。自身の平等主義が批判に開かれていることでしかないという主張に、上記平等論者は(私も含めて)誰一人としてコミットしないだろう。

#### 文献

Lewis, David (1983) *Philosophical Papers, Vol.1.* New York: Oxford University Press..

Raz, Joseph (1986) *The Morality of Freedom.* Oxford: Clarendon Press.

井上彰(2017)「政治哲学における思考実験とその擁護」『ニクス』第4号、220-235頁

※本稿はJSPS科研費18H00602および16K13313による研究成果の一部である。